

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【公開番号】特開2012-120892(P2012-120892A)

【公開日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2012-025

【出願番号】特願2012-70199(P2012-70199)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

図柄変動表示を少なくとも実行可能な図柄表示手段と、

保留画像を少なくとも表示可能な保留表示手段と、

前記図柄表示手段の制御を少なくとも実行可能な第一の制御手段と、

前記保留表示手段の制御を少なくとも実行可能な第二の制御手段と、

を備えた遊技台であって、

前記第一の制御手段は、保留条件の成立があった場合に、前記図柄表示手段の作動を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、前記図柄表示手段の作動を保留した場合に、前記第二の制御手段にコマンド情報を少なくとも送信可能なものであり、

前記第二の制御手段は、第一の保留非表示状態において、第一の条件の成立があった場合に、第一の制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の制御手段は、第二の保留非表示状態において、第二の条件の成立があった場合に、第二の制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の条件は、第三の条件および第四の条件のいずれか一方の成立があった場合に、少なくとも成立する場合がある条件であり、

前記第二の条件は、前記第二の制御手段が前記コマンド情報を受信した際に、少なくとも成立する場合がある条件であり、

前記第三の条件は、前記第二の制御手段が前記コマンド情報を受信した際に、成立する場合がある条件であり、

前記第四の条件は、先読み予告実行条件の成立があった際に、少なくとも成立する場合がある条件であり、

前記第一の制御は、前記第一の保留非表示状態の終了よりも後で前記保留表示手段に第二の態様で前記保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも含むものであり、

前記第二の制御は、前記第二の保留非表示状態の終了よりも後で前記保留表示手段に第一の態様で前記保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも含むものであり、

前記第二の態様は、前記第一の態様とは異なり、先読み予告の態様である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項 1 に記載の遊技台であって、

前記第二の制御手段は、先読み予告を実行するか否かの判定を行う判定手段を有するものであり、

前記第一の条件は、前記先読み予告実行条件として、前記判定手段が先読み予告を実行する旨の判定を行ったことを少なくとも含む条件である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載の遊技台であって、

前記第一の保留非表示状態は、リーチ中を少なくとも含むものであり、

前記第二の保留非表示状態は、大当たり中を少なくとも含むものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

前記先読み予告実行条件は、大当たり図柄を停止表示する大当たり図柄変動表示中には少なくとも成立しないものであり、

前記第二の制御手段は、前記大当たり図柄変動表示中における前記第一の保留非表示状態で前記保留条件の成立があった場合に、該第一の保留非表示状態の終了よりも後で前記保留表示手段に前記第一の態様で前記保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも実行可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、

遊技球が進入する入り口の大きさが変化しない第一の始動領域と、

前記入り口の大きさが第一の大きさと第二の大きさのうちのいずれか一方の大きさからいずれか他方の大きさに変化するように構成された第二の始動領域と、

第一の始動制御状態と第二の始動制御状態のうちのいずれか一方の始動制御状態からいずれか他方の始動制御状態に始動制御状態を移行させることができなくとも可能な始動制御状態移行手段と、
を備え、

前記第二の大きさは、前記第一の大きさより大きなものであり、

前記第二の始動制御状態は、前記第一の始動制御状態中よりも前記第二の始動領域の入り口が長期間にわたって前記第二の大きさとなるものであり、

前記図柄表示手段のうちの第一の図柄表示手段は、第一の図柄変動表示を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、第一の保留条件の成立があった場合に、前記第一の図柄表示手段の作動を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の保留条件は、前記第一の始動領域への入球があったことを少なくとも含む条件であり、

前記第二の制御手段は、前記第一の保留条件の成立があった場合に、前記保留表示手段に第一の態様で第一の保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の制御手段は、前記第一の図柄表示手段の作動が保留されかつ第一の先読み予告実行条件の成立があった場合に、前記保留表示手段に第二の態様で前記第一の保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の先読み予告実行条件は、前記第二の始動制御状態中には少なくとも成立しないものであり、

前記第二の制御手段は、前記第二の始動制御状態中における前記第一の保留非表示状態で前記第一の保留条件の成立があった場合に、該第一の保留非表示状態の終了よりも後で前記保留表示手段に前記第一の態様で前記第一の保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも実行可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 6 のうちいずれか 1 項に記載の遊技台であって、
前記第一の制御手段を少なくとも含み、複数種類のコマンド情報を少なくとも送信可能な主制御手段と、

前記主制御手段から送信された前記コマンド情報に応じた制御を少なくとも実行可能な副制御手段と、
を備え、

前記副制御手段は、一又は複数の基板によって構成されたものであり、
前記副制御手段は、前記第二の制御手段を少なくとも含むものである、
ことを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

このような遊技台について、予告報知を行う遊技台が知られている（例えば、特許文献 1 参照）。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

ところが、遊技台では、予告報知の他に、様々な報知が行われ、多くの報知が同時期に行われると、遊技者にとって報知内容が把握しにくくなり、遊技の興趣が低下してしまう場合がある。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明は上記事情に鑑み、遊技の興趣の低下を抑えた遊技台を提供することを目的とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

上記目的を解決する本発明の遊技台は、図柄変動表示を少なくとも実行可能な図柄表示手段と、

保留画像を少なくとも表示可能な保留表示手段と、

前記図柄表示手段の制御を少なくとも実行可能な第一の制御手段と、

前記保留表示手段の制御を少なくとも実行可能な第二の制御手段と、

を備えた遊技台であって、

前記第一の制御手段は、保留条件の成立があった場合に、前記図柄表示手段の作動を保留する制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の制御手段は、前記図柄表示手段の作動を保留した場合に、前記第二の制御手段にコマンド情報を少なくとも送信可能なものであり、

前記第二の制御手段は、第一の保留非表示状態において、第一の条件の成立があった場合に、第一の制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第二の制御手段は、第二の保留非表示状態において、第二の条件の成立があった場合に、第二の制御を少なくとも実行可能なものであり、

前記第一の条件は、第三の条件および第四の条件のいずれか一方の成立があった場合に、少なくとも成立する場合がある条件であり、

前記第二の条件は、前記第二の制御手段が前記コマンド情報を受信した際に、少なくとも成立する場合がある条件であり、

前記第三の条件は、前記第二の制御手段が前記コマンド情報を受信した際に、成立する場合がある条件であり、

前記第四の条件は、先読み予告実行条件の成立があった際に、少なくとも成立する場合がある条件であり、

前記第一の制御は、前記第一の保留非表示状態の終了よりも後で前記保留表示手段に第二の態様で前記保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも含むものであり、

前記第二の制御は、前記第二の保留非表示状態の終了よりも後で前記保留表示手段に第一の態様で前記保留画像を一つ増加させる制御を少なくとも含むものであり、

前記第二の態様は、前記第一の態様とは異なり、先読み予告の態様である、ことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の遊技台によれば、遊技の興趣の低下を抑えることができる。